

## 資料編

---

# 1 幸手市次世代育成支援行動計画策定地域協議会設置要綱

## (設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づき、幸手市次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するため幸手市次世代育成支援行動計画策定地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関し、意見を述べ、必要な助言を行うこと。
- (2) その他行動計画の策定に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次代の社会を担う子どもの育成に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、行動計画の策定が終了するまでとする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、民生部社会児童課において処理する。

## (補足)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

### (この告示の失効)

2 この告示は、行動計画の策定の日とその効力を失う。

## 2 幸手市次世代育成支援行動計画策定地域協議会委員名簿

	組 織 等	氏 名	備 考
1	保育所保護者（第1保育所）	芦 葉 真 美	
2	幸手市子育てサークル（さくらんぼクラブ代表）	海老沼 真由美	
3	幸手市学童保育連絡協議会	川 崎 雅 子	
4	幸手市PTA連合会	後 藤 美代子	
5	幸手市民生委員・児童委員協議会	安 達 彰 彦	
6	幸手市主任児童委員部会	新 井 佐知江	
7	幸手市子育て支援ネットワーク	津 野 みどり	
8	幸手市内校長会（長倉小学校長）	小 川 良 雄	
9	てんじん保育園理事長	板 橋 幸 子	
10	幸手私立幼稚園協会（さくら幼稚園）	今 井 康 隆	
11	幸手市母子愛育会	小 室 美 保	
12	幸手市商工会	折 原 好 伸	
13	幸手市商工会青年部	佐 伯 昌 則	
14	越谷児童相談所	榎 本 淳 一	
15	埼玉北福祉保健総合センター	新 井 雅 彦	

## 幸手市 次世代育成支援行動計画 後期計画

---

---

発行日：平成 22 年 3 月

発 行：幸手市

編 集：幸手市健康福祉部子育て支援課

〒340-0152 幸手市天神島 1030-1

幸手市保健福祉総合センター（ウェルス幸手）

TEL：0480-42-8454

FAX：0480-42-2130

---

---